

市立中学校等における修学旅行の実施について

今年度の市立中学校※の修学旅行（3年生対象、京都方面、例年は5月実施）については、新型コロナウイルス感染防止のための学校の臨時休業に伴い、この間、秋季への延期について教育委員会事務局及び校長会において協議・検討を行っていましたが、この度、各学校において十分な感染防止対策等を講じた上で、**8月下旬から10月上旬までの日程で延期実施**することとなりましたので、お知らせいたします。

※ 市立川崎高等学校附属中学校を除く51校

<延期実施日程>

- ・最も早い実施校：8月26日（水）～28日（金）
- ・最も遅い実施校：10月9日（金）～11日（日）

<修学旅行実施についての留意事項>

・修学旅行の実施に際しては、各学校において、次の項目について対応していることを前提とします。

- 1 旅行中の学校としての感染防止対策を明確にすること。
- 2 感染防止の観点から、必要に応じて当初の活動内容の変更を行うこと。
- 3 旅行行程や宿泊施設を変更した場合は、現地視察を行うなどして安全対策を講じること。
- 4 契約旅行者・利用する交通機関運営会社・宿泊予定施設等の旅行先における感染防止対策を十分把握し、必要に応じて協議し、可能な改善を図ること。
- 5 旅行先の医療体制を確認すること。
- 6 保護者説明会を実施して、上記1～5について丁寧に説明し、理解を求めること。

<市立高等学校・市立特別支援学校について>

- ・市立高等学校の修学旅行につきましては、日程や旅行先の変更など、各学校の状況に応じて計画していきます。
- ・市立特別支援学校（中学部・高等部）の修学旅行につきましても、日帰りや泊数の減、日程や旅行先の変更など、各学校の状況に応じて計画していきます。

<その他>

- ・再度緊急事態宣言が発表され解除が実施日までに見込めない等の場合や、当該校の生徒等が感染し臨時休業となった等の場合など、今後の状況の変化等により中止とする場合があります。
- ・市立小学校の修学旅行（6年生対象、日光方面）については、代替日程の確保が困難である等のため、中止とし、各学校において代替行事の実施について、検討していくこととしています。（5月13日公表済み）

【問合せ先】

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 細見、猫橋
電話：044-200-3284、3318